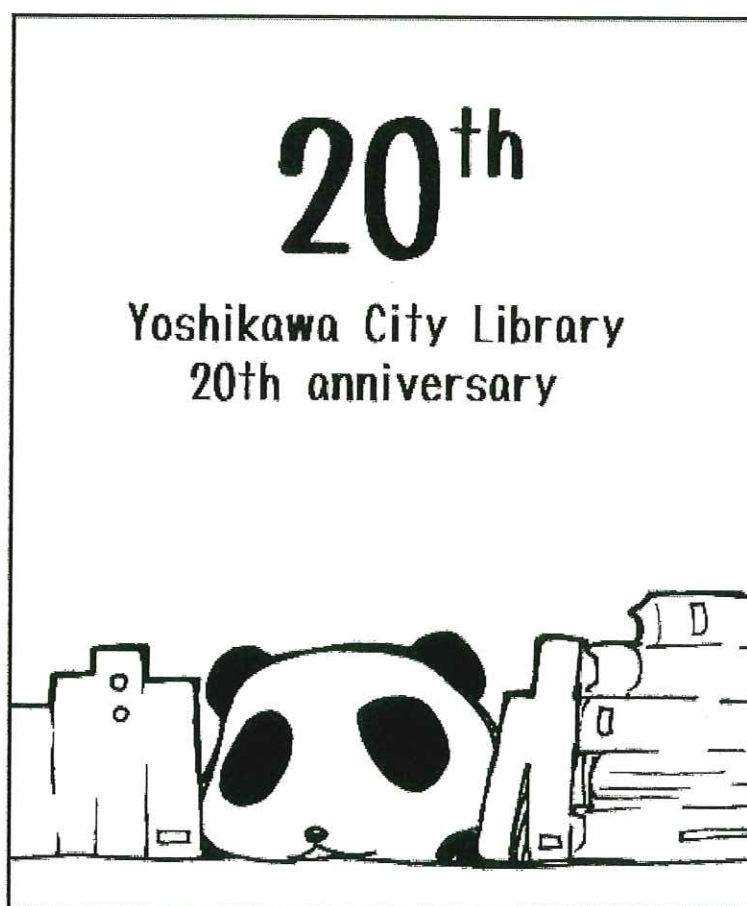


第3次吉川市子ども読書活動推進計画（素案）



W45_443.8

令和 年 月

吉川市教育委員会

目次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国・埼玉県の動き	1
(2) 吉川市の動き	2
3 計画の目標	3
4 計画の対象及び期間	3
5 基本的方針	3
第2章 第2次計画における取組・成果と課題	
1 吉川市の現状と課題 ～読書についてのアンケート調査結果より～	4
(1) 小学生の実態	4
(2) 中学生の実態	5
(3) 高校生の実態	6
(4) 子どもたちの実態を受けて	8
2 取組と成果	9
(1) 子どもたちが本に触れる機会の拡大	9
(2) 読書の大切さの意識啓発や読書活動推進の担い手となる人材の確保	12
(3) 市立図書館と学校図書館の成果	13
第3章 読書活動の推進に向けた取組	
1 体系図	16
2 子どもが読書に親しむ機会の充実	17
(1) 家庭での機会	17
(2) 学校での機会	17
(3) 地域での機会	18
(4) 市立図書館での機会	18
3 子どもの読書活動に関する環境の整備・充実	19
(1) 市立図書館の充実	19
(2) 学校図書館の充実	20
(3) 幼稚園・保育所の環境整備	21
(4) その他	21
4 家庭・学校・地域・図書館の連携・充実	21
(1) 推進体制の整備	21
(2) 人材の育成と活用	22
(3) 情報の提供と活用	22
参考資料	23
1 学校図書館法の改正	23
2 学習指導要領の改訂など	23
3 国及び県における第3期教育振興基本計画の策定	23
4 障害者差別解消法の施行	23
5 教育機会確保法の施行	24
6 読書バリアフリー法の施行	24
7 情報通信手段の普及・多様化	24

第3次吉川市子ども読書活動推進計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

子どもたちは、本を読むという行為を通して、言葉を学び、想像力、思考力、判断力、情報を活用する力をつけることができます。さらに、本を読んだ内容を通して、もう一つの世界と出会い、「生きる」ための知恵を得ることができます。このような読書活動は子どもたちの成長にとっても大切なものです。

現在の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など様々な面において日々変化し続けています。中でも、近年のスマートフォン・タブレット端末などの情報通信機器やインターネットなどのデジタル情報メディアの急速な普及・発達は、子どもたちの生活習慣や読書環境に大きな影響を与えていると言われています。

このような中、吉川市では平成20年3月に「吉川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備・充実に努めてきました。また、平成27年4月には「第2次吉川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書の楽しさや大切さを知り、自ら進んで本を読むことができる環境を整備し、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、家庭、地域、学校が一体となって本にふれる機会の拡大を図ってきました。

今回の「第3次吉川市子ども読書活動推進計画」は、第1次・第2次計画の取組を踏まえ、すべての子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけていけるよう策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 国・埼玉県の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国と地方公共団体の責務などが明らかにされ、各都道府県は、「国の計画を基本として子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならない。」市町村は、「国や県の計画を基本として、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」とされました。

平成14年8月に、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、施策の方向性が示されました。国では「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催するなど、子どもの読書の機会の提供、関係機関や民間団体などが連携・協力した取組の推進、社会的気運醸成のための普及・啓発などの取組が行われ、平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化などを踏まえ第二次基本計画を、平成25年5月には、第三次基本計画を定めています。

埼玉県では、平成10年度から「彩の国5つのふれあい県民運動」の中で「本とのふれあい」を展開し、子ども読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努めてきました。平成14年度からは、「彩の国教育改革会議」の提言を踏まえ、「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、「誰もがわかる授業、伸ばす授業を進める」ための重要な柱として、子どもの読書活動を推進しています。

平成16年3月、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定されました。平成17年4月には「子ども読書支援センター」を設置するなど、子どもが読書に親しむ機会の提供、読書活動を推進する環境の整備・充実、読書活動に関する啓発・広報の推進、読書に親しむための推進体制の整備などの取組が行われ、平成21年3月には第二次計画が策定されました。

平成26年には第三次計画が策定され、子どもの読書活動の習慣化を全体目標とし、5つの数値目標、①「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業の実施率100%、②県内公立図書館における児童書の貸出冊数1,370万冊、③学校図書館を活用した授業の計画的実施率小・中学校100%、④「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率94%、⑤県内市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定率90%、を目指して取組の成果を上げました。

一方、第三次計画策定後の平成27年4月に「学校図書館法」の改正があり、また、平成29年3月と平成30年3月には学習指導要領が改訂されるなど、学校における子どもの読書環境に関する動きがありました。さらに、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、図書館は障がいのある子どもへの対応が求められています。

このような中、国では、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されました。

埼玉県では、国の状況を踏まえ、子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけていけるよう、埼玉県の子どもの読書活動の更なる推進を図る「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」が策定されています。

（2）吉川市の動き

本市では、昭和48年度の吉川町公民館の図書コーナーでの貸出業務をはじめに、中央公民館図書室、視聴覚ライブラリーを開館し、子どもたちへの読書活動推進を図ってきました。平成11年度には図書館法で定める図書館として、市立図書館を開館し、視聴覚ライブラリー図書室、中央公民館図書室を分室として位置付けました。平成15年度には、旭地区センター図書室を新たな分室として設置し、図書館網の拡大を図っています。これらは、コンピューターネットワークで結ばれ、蔵書や利用者情報を一元的に管理することで利用者の利便性を高め、市内全域へのサービスを担っています。市立図書館では、開館以来、子どもたちを本好きにし、図書館に親しんでもらうことを重視してきましたが、平成16年度からは、市教育委員会の教育行政重点施策の一つとして「子ども読書活動の推進」を位置付け、平成20年3月に概ね5年間を想定した「吉川市子ども読書活動推進計画」を策定し、一定の成果を上げてきました。

また、平成22年4月からは、民間事業者が市立図書館を管理・運営する指定管理者制度を導入し、それまでの読書活動の推進を担う関係施設の職員配置状況では、各施設とも専任

の職員が少なく、兼任の職員で対応している状況でしたが、図書専門の司書有資格者も倍増し、民間のノウハウを生かした読書活動を推進しています。

3 計画の目標

理想像 将来の目指すべき姿をイメージし、次のとおりとします。

すべての子どもの身近に本があり、読書が楽しくなる。

★本大好き、吉川っ子★

目標 この計画により実現する到達点を、次のとおりとします。

すべての子どもがどこでも、本にふれ、本の内容を知ることができる。

4 計画の対象及び期間

計画の対象は、概ね18歳以下の子どもとします。計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5 基本の方針

第2次計画の基本の方針を踏まえ、次の3つを基本の方針とします。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実
- (2) 子どもの読書活動に関する環境の整備・充実
- (3) 家庭・学校・地域・図書館の連携・充実

第2章 第2次計画における取組・成果と課題

1 吉川市の現状 ～読書についてのアンケート調査結果より～

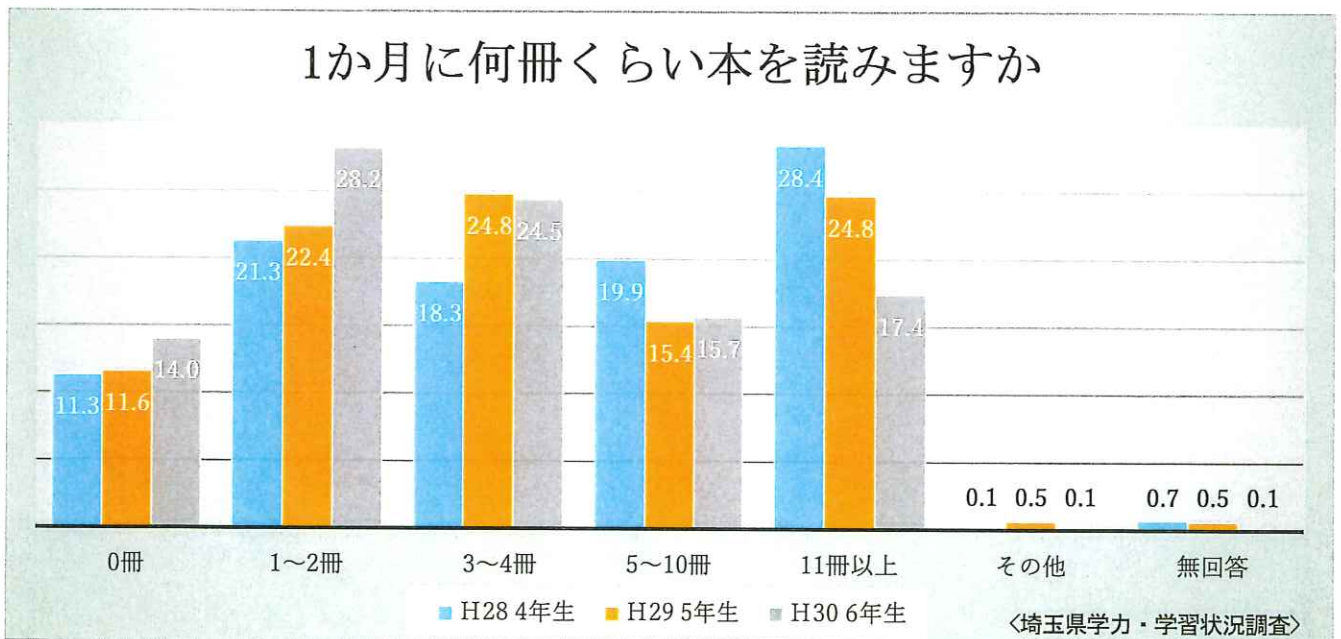
平成26年度から埼玉県学力・学習状況調査が実施されました。その中の生活習慣アンケートに、「1か月に何冊くらい本を読みますか」という質問があります。これをもとに吉川市の小・中学生の状況を分析しました。

(1) 小学生の実態 (平成28度の市内全小学校4年生全員の経年変化)

(人数は埼玉県学力・学習状況調査のデータと本市該当学年の児童数から算出した数値)

①あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか(教科書や参考書、漫画、雑誌は入りません)。

	選択肢	0冊	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上	その他	無回答
H28 小学 4年生	吉川市(%)	11.3	21.3	18.3	19.9	28.4	0.1	0.7
	人数(746名)	84	159	137	148	212	1	5
H29 小学 5年生	吉川市(%)	11.6	22.4	24.8	15.4	24.8	0.5	0.5
	人数(747名)	87	167	185	115	185	4	4
H30 小学 6年生	吉川市(%)	14.0	28.2	24.5	15.7	17.4	0.1	0.1
	人数(744名)	104	210	182	117	129	1	1



考察

平成28年度に小学校4年生を対象に実施した「埼玉県学力・学習状況調査」の生活習慣アンケート結果から、経年変化を考察しました。

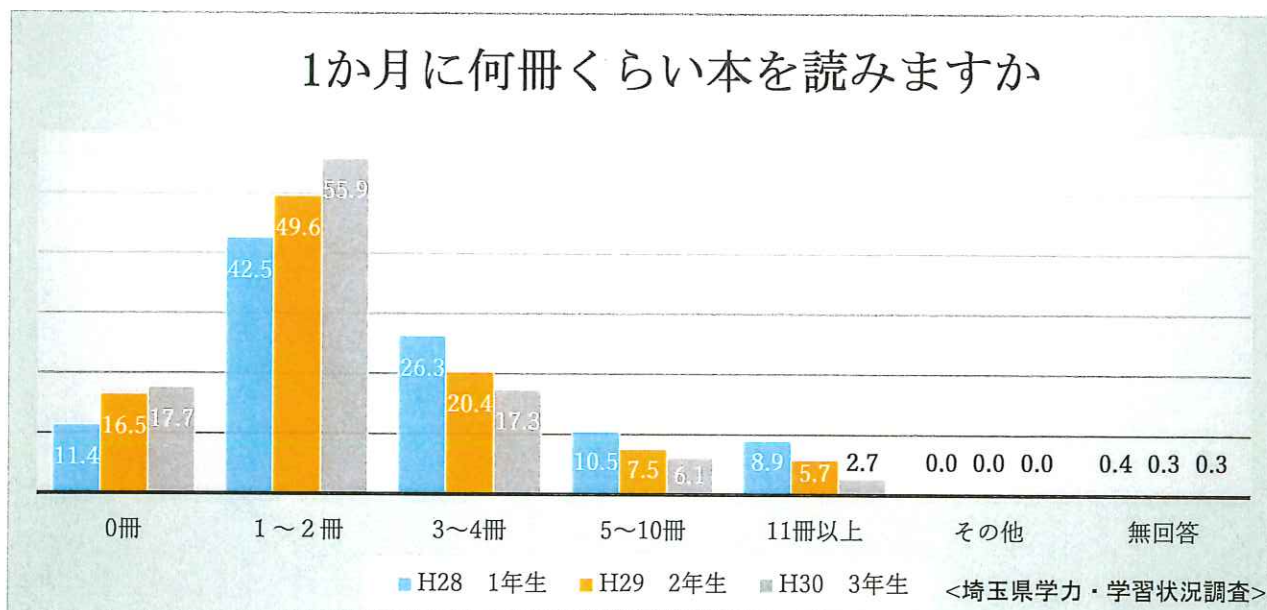
- ・1か月に1～2冊を読んでいる子どもが4年生で159名でしたが、6年になると210名に増えています。6年生では1か月に読んだ冊数は減っているものの、本を読み続けている児童が多いことが分かります。
- ・1か月に11冊以上読んでいる子どもは、4年生から5年生になると27名減り、5年生から6年生になると56名とさらに減少しました。小学生の高学年になると生活環境も変化し、忙しい日々を送るようになってきます。また、読む本の文字が小さくページ数が多くなるので、冊数は少なくなると考えられます。
- ・1か月に1冊も読めなかった子どもは、学年で急激な変化はないものの6年生では全体の14%で104名います。1か月に0冊の児童には、1冊を読み終える感動や本に触れる喜びを体感させてあげることが大切です。
- ・学年が上がるにつれて11冊以上読む子どもは減っています。しかし、6年生で5冊以上読む子どもは33.1%で246名おり、吉川市の6年生全体の3分の1の子どもが1か月に5冊以上の本を読んでいます。

(2) 中学生の実態 (平成28年度の市内全中学校1年生全員の経年変化)

(人数は埼玉県学力・学習状況調査のデータと本市該当学年の生徒数から算出した数値)

①あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか(教科書や参考書、漫画、雑誌は入りません)。

		選択肢	0冊	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上	その他	無回答
H28 中学 1年生	吉川市(%)		11.4	42.5	26.3	10.5	8.9	0.0	0.4
	人数 717名		82	305	188	75	64	0	3
H29 中学 2年生	吉川市(%)		16.5	49.6	20.4	7.5	5.7	0.0	0.3
	人数 717名		118	356	146	54	41	0	2
H30 中学 3年生	吉川市(%)		17.7	55.9	17.3	6.1	2.7	0.0	0.3
	人数 716名		127	400	124	44	19	0	2



考察

平成28年度に中学1年生を対象に実施した「埼玉県学力・学習状況調査」の生活習慣アンケート結果から、経年変化を考察しました。

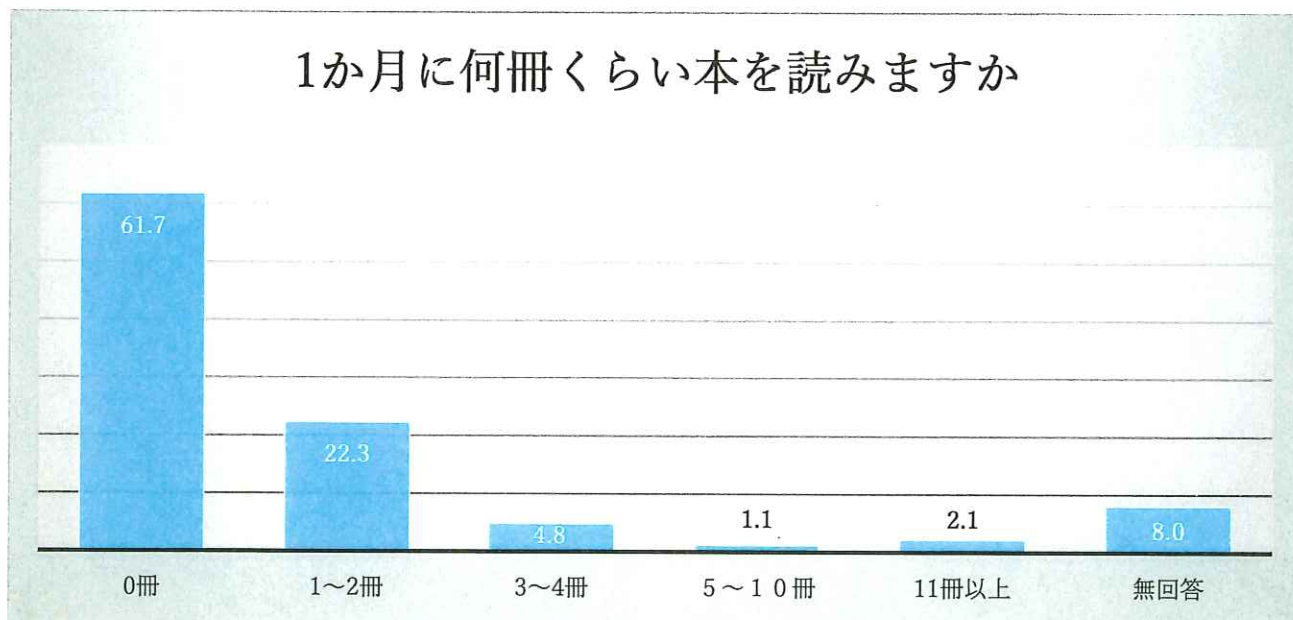
- ・1か月に1冊以上の本を読んでいる中学生は、1年生の時には88.2%、2年生の時には83.2%、3年生では82.0%です。中学3年生で全体の8割以上の生徒が1月に1冊以上本を読んでいます。
- ・1か月に0冊の生徒数は高学年になるにつれて多くなっています。生活の変化によることが予想されますが、読書の楽しさを体感し読書習慣を身につけることが大切です。

(3) 高校生の実態（県立吉川美南高等学校2年生全員のアンケート）

高校生は、埼玉県で実施している生活習慣アンケートがないので、小・中学生の実態と関連するようアンケートを実施しました。

① あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか（教科書や参考書、漫画、雑誌は入りません）。

選択肢	0冊	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上	無回答
R1 高校2年生(%)	61.7	22.3	4.8	1.1	2.1	8.0
人数 188名	116	42	9	2	4	15



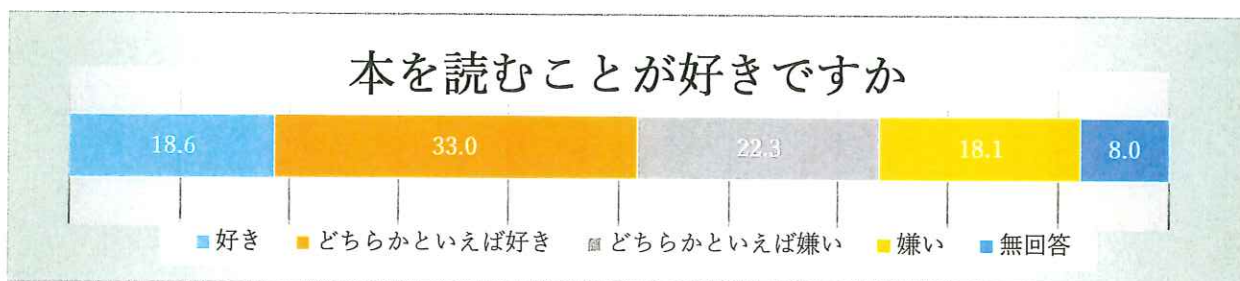
考察

令和元年度に吉川美南高等学校の2年生188名のアンケートの結果を考察しました。全ての生徒が吉川市在住ではありませんが、高校生の実態ととらえます。

- ・常に本に触れている生徒は全体の約3割で、約6割の生徒は1か月0冊という結果が出ました。中学3年生の8割の生徒が1か月に1～2冊以上の本を読んでいるという実態と比較すると、高校生では読書離れがかなり進んでいることが分かります。

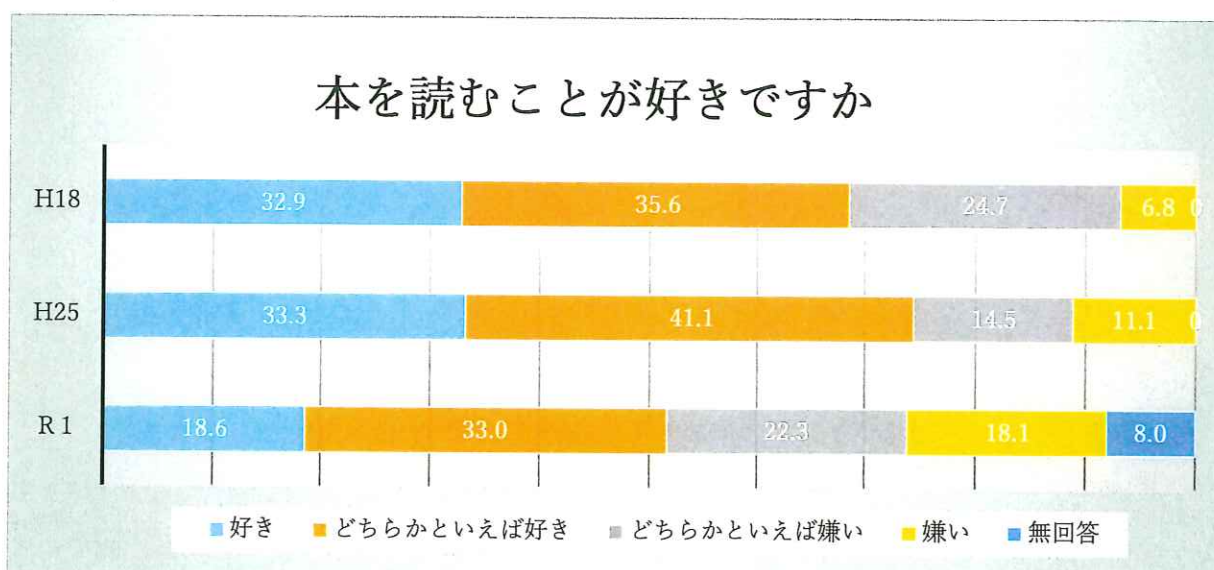
②あなたは本を読むことが好きですか。

選択肢	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答
R2 高校2年生(%)	18.6	33.0	22.3	18.1	8.0
人数 188名	35	62	42	34	15



③第2次子ども読書推進活動計画時のアンケートとの比較

実施年度	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答
H18	32.9	35.6	24.7	6.8	0.0
H25	33.3	41.1	14.5	11.1	0.0
R1	18.6	33.0	22.3	18.1	8.0



考察

- ・本を読むことが「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせると、51.6%になります。しかし、1か月に1冊以上本を読んでいる生徒は約3割で、半数以上の生徒は本を読むことは好きだけれど本を読んでいないということが分かります。
- ・平成18年度、平成25年度と比べると、高校生の段階でも徐々に読書離れが進んでいることが分かります。「どちらかといえば好き」または「どちらかといえば嫌い」の割合は各年度で大きな変化はありませんが、「嫌い」については、令和元年度は平成18年度から約3倍増加しています。ここが13年間の大きな変化と言えそうです。
- ・読書離れは本を読むことが嫌いな生徒の増加によるものであることが分かります。高校生は生活の変化などにより本を読む時間がなくなることに加え、本を読むこと自体が嫌いになっていることが読み取れます。

(4) 子どもたちの実態を受けて

- ①小・中学生とも常に8～9割の児童生徒が読書し続けており、読書習慣が身につけていると考えることができます。
- ②ここ数年の社会の変化は著しく、小・中学生でもスマートフォンやタブレット端末を持っていることが多くなっています。それが、日常生活の一部になっており、本にとって代わっている部分があることも考えられますが、平成25年度と比較すると1か月に読んだ本が0冊という小学生は約12ポイント、中学生は約15ポイント、高校生では約20ポイントそれぞれ増加しています。さらに、高校生は本嫌いになっていることが課題といえます。

2 取組と成果

(1) 子どもたちが本にふれる機会の拡大

①本と出会う場の充実

- ア ブックスタート事業（※1）では、平成27年からの4年間で96回開催。2,517組の参加がありました。赤ちゃんのときから絵本を読んであげることの大切さを伝えて、市立図書館員が絵本を保護者に手渡ししました。
- イ 廃棄本・寄贈本については、おあしす祭りにあわせて年1回リサイクル市を開催し、市民に還元しました。児童書については、児童館や学童保育室が必要なものは移管手続きをとっています。
- ウ 毎月1回、図書配送便として各保育所に図書の団体貸出を実施しました。平成30年度は市内小・中学校・学童保育室・保育所など25施設に計22,138冊を運搬しました。
- エ 4月から5月、および10月から11月にかけて児童読書ラリーを開催し、自分の読んだおすすめ本の感想を市立図書館で掲示しました。平成30年度は239枚の感想がありました。
- オ 1月4日から「本の福袋」を一般書と児童書に区分して作成して貸出を行いました。平成30年度は全体で183袋、549冊、うち児童書は90袋、270冊貸出しました。
- カ 小・中学校では、図書担当教諭及び図書委員会を中心に、推薦図書の選定や選書を行い、蔵書の充実に努めました。
- キ 吉川美南高校に図書館だよりを送付し、利用促進のための広報活動を推進しました。

※1 「ブックスタート」…7か月児健康相談時に絵本を紹介し、プレゼントする事業。
他に市立図書館の紹介や子育てサークルなどの情報も提供。



『ブックスタート』



『リサイクル市』



『本の福袋』



『図書館だより』

②絵本などの読み聞かせの推進

- ア 各幼稚園・保育所などにおいては、絵本の読み聞かせや紹介を行い、読書をする習慣づくりを支援しました。ワカマツ幼稚園では市立図書館見学時に絵本の読み聞かせを実施しました。
- イ 子育て支援センター（※2）では、毎週月・水・金曜日にそれぞれの支援センターで絵本の読み聞かせを実施しました。
- ウ 児童館では、市立図書館員による月1回のおはなし会「おはなしらんど」を開催しました。
- エ 小学校では、おはなし会サークルなどと協力し、読み聞かせを実施してきました。また、市立図書館員によるブックトーク（※3）を各小学校で実施しました。
- オ 市立図書館では、講談社おはなし隊によるおはなし会や、赤ちゃんから幼児向けまで、年齢別のおはなし会やボランティアによる英語おはなし会を実施しました。また、視聴覚ライブラリー図書室では月1回、おはなし会を実施しました。旭地区センター図書室は平成30年度には、夏休みに「ぬいぐるみおとまり会」や「コワイおはなし会」を実施しました。

※2 「子育て支援センター」…市内3か所（市民交流センターおあしす内・美南・中央）にある子育て総合支援施設。

※3 「ブックトーク」……………一定のテーマに関する本を子どもたちに紹介し、その本の面白さを知ってもらい、関心を高める事業。



『ブックトーク』



『おはなし会』



『講談社おはなし隊』



『ワカマツ幼稚園 市立図書館見学』



『ぬいぐるみおとまり会』



『コワイおはなし会』

③読書習慣の確立

- ア 学童保育室・幼稚園・保育所などで読書時間を設け、読書をする習慣づくりに努めました。
- イ 市内小・中学校で朝読書を実施し、読書習慣の確立を図りました。
- ウ 市立図書館では幼児・小学生を対象に「夏休みスタンプカード」を実施して、子どもたちの図書館利用の促進と定着を図りました。また、平成27年からの4年間で延べ6,230枚を配布しました。

④本の内容を知る機会の充実・拡大

- ア 市立図書館では小学校に市立図書館員が出向いて、教室で「本は友だち」などのテーマに沿った本を児童に紹介して、読んでもらおうとするブックトーク事業を実施しました。
3年生のクラスを中心に4年間で延べ33回、91クラスで実施しました。
- イ 図書館だよりを一般向けに月1回年12回発行し、児童向けに偶数月年6回、ヤングアダルト向けに情報発信し、本を知る機会の拡大に努めました。
- ウ 市立図書館では、児童書の紹介のため特設コーナーを設け、図書にコメントを展示し、子どもが興味をそそるような工夫に努めました。（児童書展示特設コーナー）
- エ 市立図書館では「読書ラリー」（※4）を開催し、子どもたちが本の内容に興味を持てるよう取り組みました。4年間で延べ628枚掲示しました。
- オ 小・中学校では、図書委員会が本の紹介などの掲示を行い、本の内容を児童生徒に周知してきました。
- カ 吉川市図書館を使った調べる学習コンクールの作品制作についての応援講座（4年間で延べ54名参加）と相談会（4年間で延べ103名参加）を実施しました。
平成30年度、調べるコンクールに応募した「本を作るって、本当にたいへん！」美南小学校4年の作品は奨励賞に輝きました。

※4 「読書ラリー」…児童書特設コーナーの図書に関することを質問し、その回答を貼っていくことで掲示物を完成させるもの。



『児童書展示特設コーナー』



『読書ラリー』

⑤子どもが読書に親しむための推進体制の充実

- ア 小学校や公民館で活動する読み聞かせボランティアと市立図書館との情報交換会を年1回開催し、活動状況や課題についての情報交換や、貸出可能な用品類リストや読み聞かせの実績を共有しました。
- イ 小・中学校の図書館と市立図書館の情報交換会を年1回開催し、蔵書管理や読書普及活動についての情報交換や課題についての話し合いを行いました。

⑥意識啓発の推進

- ア 子育て支援センターでは、毎週月・水・金曜日にそれぞれの支援センターで絵本の読み聞かせを実施しました。
- イ 市立図書館の仕事を体験して、その仕組みを学ぶ「1日図書館員」を小学5年・6年生に対し開催しました。平成27年から4年間で延べ35名が参加しました。
- ウ 市立図書館からのお知らせを毎月広報に掲載し、市立図書館に足を運んでもらえるよう努めてきました。また、ブックスタート時には本の紹介やパンフレットなどを配布し、読書活動の推進を図りました。行事の報告は市立図書館ブログを通して行いました。



『1日図書館員』

(2) 読書の大切さの意識啓発や読書活動推進の担い手となる人材の育成

①担い手の育成と支援

- ア 読み聞かせ講座を開催し、これから活動を始めるボランティアの養成及び既に活動しているボランティアの技術向上の支援を行いました。

- イ 埼玉県図書館協会の児童サービス研修などに参加し、知識習得や技術向上に努めました。
- ウ 保護者を中心としたおはなし会サークルが小学校と連携し、読み聞かせの担い手の育成に努めました。

(3) 市立図書館、学校図書館の成果

①市立図書館の成果

- ア 絵本や調べる本を中心に蔵書の充実に努めました。年齢別や学年別に市立図書館員が推薦する本のリストを作成して、蔵書の有効活用を図りました。
- イ ブックスタートや赤ちゃんおはなし会など、親子で本に親しむ機会を提供し、保護者に対しては「読み聞かせ講座」を開催するなどして読書環境の充実に努めました。
- ウ 「1日図書館員」「中学生職場体験3Days」などを通して、子ども自身が図書館の使い方を知り、本を読むことや課題を調べることが市立図書館でできることを学ぶ機会をつくってきました。
- エ 「夏休みスタンプラリー」や「読書ラリー」を開催し、子どもたちの市立図書館利用の促進、読書の推進を図りました。



『夏休みスタンプラリー』



『読み聞かせ講座』

②学校図書館の成果

- ア 学校図書館司書4名が市内小・中学校を2～3校ずつ担当しています。各小学校に1名週1回、各中学校に1名週1回配置し、各校の司書教諭と連携し、学校図書館の充実に努めました。
- イ 理想像「子どもの身近に本があり、読書が楽しくなる。」目標「子どもがどこでも、本に触れ、本の内容を知ることができる。」を目指して工夫し、図書室だけでなく、教室の近くにまとまった本を置き、読むスペースを作りました。



『低学年用読書スペース』



『図書室前の空間利用』



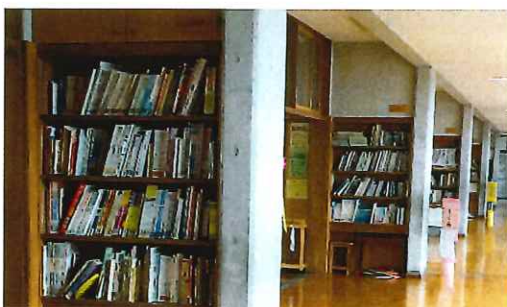
『高学年用読書スペース』

ウ 学級文庫や学年文庫を設置（各小・中学校の通常学級・特別支援学級）し、子どもたちの身近に本がある工夫をしました。



学級文庫

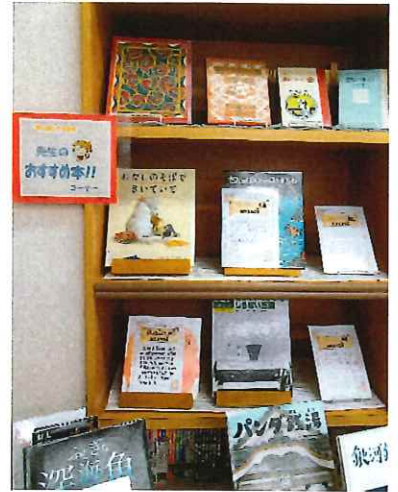
- ・市立図書館と連携し、毎月各学級100冊の本を入れ替えたり、学級図書を常時配置したりしています。
- ・中学校では、ブックトラックを使用して学年文庫を設置しています。クラスの近くにあるので、利用頻度は高くなっています。
- ・教室を出てすぐの廊下に備え付けの棚を利用して学級文庫を設置し、いつでも読めるようにしています。



エ 図書室の本の並べ方を工夫し、読書意欲を喚起しました。

- ・すぐ手にとって読むことができます。
- ・おすすめの本や新しい本を紹介しています。





- オ 図書室に子どもが入りやすいように環境を整備しました。
- 椅子カバーやテーブルカバーをすることで、明るくおしゃれな環境にしています。
 - 読書が楽しくなる雰囲気を出しています。



- P T Aや地域のボランティアが学校図書館の環境整備を支えています。

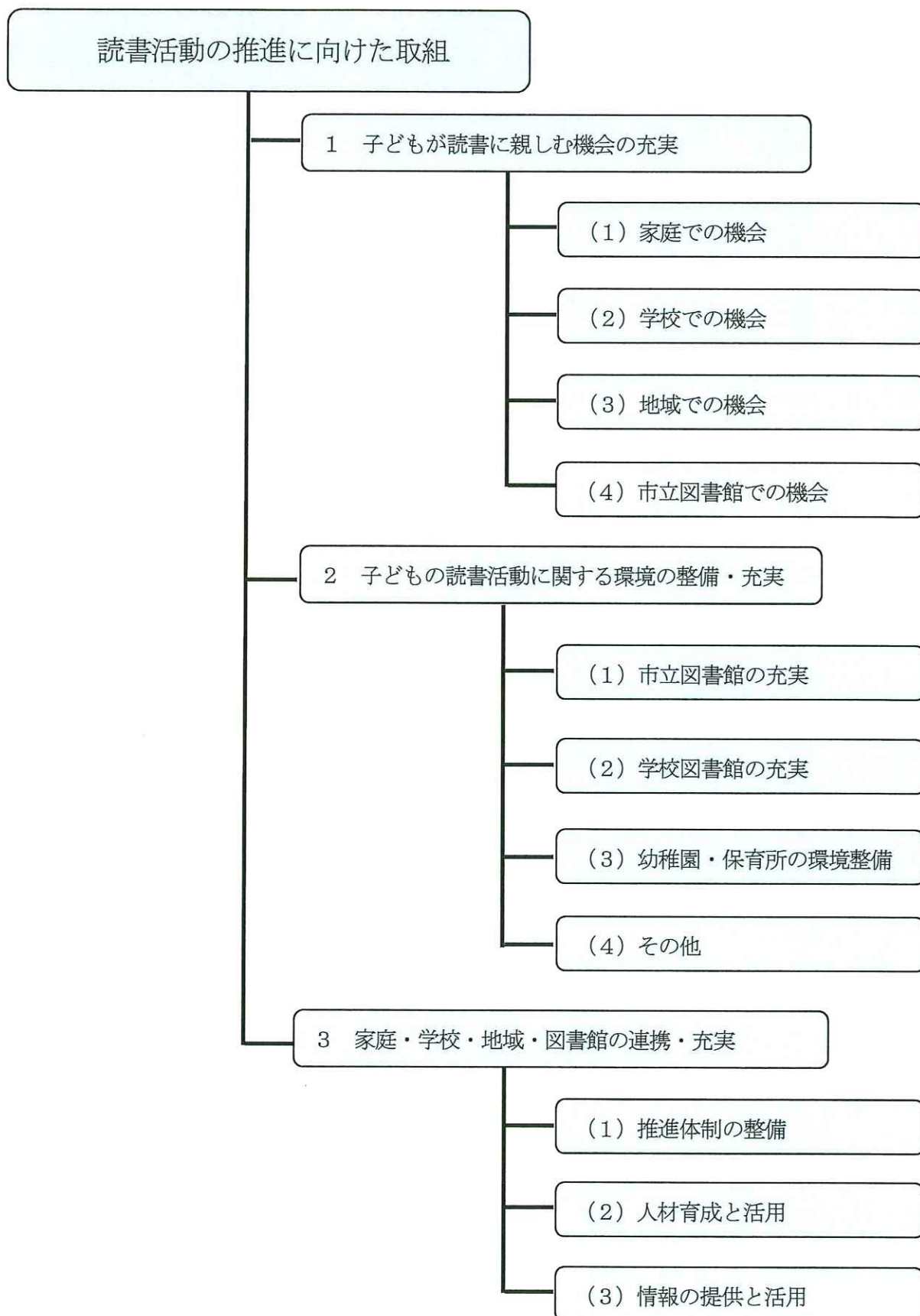


- 季節感あふれる掲示をしています。



第3章 読書活動の推進に向けた取組（第3次）

1 体系図



2 子どもが読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭での機会

家庭では、子どもが本に親しむ機会をつくり、家族が子どもと共に読書を楽しむことが大切です。

- ①子どもの「ことば」への興味と関心を育てるために重要な機会として、親子のコミュニケーションの場として大切な意味を持つ、幼児への読み聞かせを行います。
- ②本との出会いを充実させるために、市立図書館ではブックスタート事業を継続して実施し、家庭での初めての絵本との出会いを応援します。
- ③保護者自身が読書についての知識や読書の大切さを理解できるよう、絵本の読み聞かせなどを体験する機会を設けます。

(2) 学校での機会

学校図書館の計画的な利用と図書館機能を活用して児童生徒の自主性、自発的な読書活動を充実させることを目指します。



『本の紹介』



『図書館だより』

- ①学校における読書活動の継続的な取組「朝読書」は、子どもたちの読書活動の習慣化を図り、読書時間の確保、ひいては心を落ち着かせて集中して学習に取り組むことができるなどの成果を挙げているため、この取組を継続していきます。
- ②学校での読書活動をさらに充実させるために、ボランティアによる読み聞かせ、市立図書館によるブックトーク、図書館だよりによる本の紹介など情報発信を行い、生涯にわたる読書習慣の確立を図ります。
- ③児童生徒のニーズにあわせた選書に応えるため、市立図書館の図書配送便(団体貸出)を活用し、蔵書の充実、読書意欲の向上に努めます。
- ④学校図書館司書と学級担任・司書教諭・国語担当教諭とが連携し、児童生徒に学校図書館の利用を促し、読書活動を推進していきます。特に、特別支援学級と学校図書館

司書は、市立図書館との情報共有や相談における連携を密にし、学校図書館の計画的な利用に努め、児童生徒に読書の楽しさを体感できるよう、本に親しむ機会の充実を図っていきます。

(3) 地域での機会

地域では、幼稚園、保育所、児童館、学童保育室、子育て支援センターなどにおいて様々な読書活動を行っています。

- ①幼稚園と保育所は、乳幼児の年齢や発達に合わせて読書のきっかけづくりを行うことで、生涯にわたり読書に親しむための大切な基盤となる本との出会いの場となっています。幼児期から家庭でも本に親しむことができるよう、絵本の読み聞かせのほか、「図書館だより」などのお知らせを通じて絵本の紹介も行っています。
- ②児童館、学童保育室、子育て支援センターなどでは、読書時間を継続して確保し、子どもたち自身が自由に本を選べるよう、幅広い内容の本を取り入れるなど、読書に親しめる環境づくりに努めています。
- ③家庭での読み聞かせを推進するため、保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催や読み聞かせについての情報交換を行い、家族が一緒に本を読むことで読書の楽しさを伝え、読書の習慣づくりを支援します。
- ④放課後子ども教室での読み聞かせやブックトークを通して読書の楽しさを知る機会を設け、自ら本に触れ、親しむきっかけづくりを行います。
- ⑤家庭教育学級などで読書の大切さを広めていきます。



『PTA 合同家庭教育学級で設けられた絵本ブース』



『放課後子ども教室で行われた読み聞かせ』

(4) 市立図書館での機会

市立図書館は、子どもが目的に応じて本を選び、読書の楽しさを体感したり、物事を調べたりできる本を幅広く揃えています。子ども読書活動を推進するうえで、市立図書館は非常に重要な役割を担っています。

- ①4月の「こどもの読書週間」や「子ども読書の日」をはじめとし、様々な機会にあわせた特設コーナーの設置に努め、本を手にとる機会を拡大します。
- ②小学校を訪問するブックトーク事業を継続するとともに、多くの小学校に訪問できるような職員を育成し、質の向上を図ります。
- ③図書館だよりやホームページ、ブログなどによる情報発信や新聞などへの記事提供の充実により、市立図書館未利用者へのPRや市立図書館の利用促進を図ります。
- ④児童書の新刊本や推薦図書の紹介には工夫を凝らした展示を行うなど、内容の充実を図ります。また、子どもたち自身による本の内容紹介は、さらに読書意欲を高めると考えられることから、「読書ラリー」など紹介ができる場の拡大に努めます。
- ⑤英語おはなし会などの「おはなし会」を継続するとともに、読み聞かせボランティアの育成を図ります。
- ⑥中学生や高校生の読書普及のため、「ビブリオバトル」(※5)を市立図書館で実施し、読書の楽しさを再認識できるような試みを工夫して実施していきます。
- ⑦図書館を使った調べる学習コンクールの浸透を図るため、応援講座や相談会を充実させ市立図書館内の資料を利用して「調べ学習」(※6)をしてもらい、考える力を養うとともに、図書館の活用法を身に付ける機会を拡充させます。

※5 「ビブリオバトル」…お気に入りの本を持ち寄った者同士が、その面白さについて5分程度でプレゼンテーションし、どの本が一番読みたくなったかを多数決で決める書評イベント。

※6 「調べ学習」……知りたいこと、興味を持っていることについて、図書や実地見学など、いろいろな方法で調べて、まとめ、発表すること。

3 子どもの読書活動に関する環境の整備・充実

(1) 市立図書館の充実

市立図書館は、資料や情報の提供などの直接的なサービスの実施や読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めます。

- ①利用の多い乳幼児向けの図書を始め、幼児や児童向けの図書を幅広く収集して、蔵書の充実に努めます。小学生向けの物語や調べ学習の図書については、図書の消耗がはげしいため蔵書の更新を図り、利用の促進を図ります。
- ②中学生や高校生が本を読んだり調べものをしたりする場所として市立図書館を利用しやすいよう、読書環境の整備を工夫していきます。
- ③中学生や高校生の意見を聞きながらヤングアダルト向けの図書の充実に努めるとともに、これらの生徒が編集に参加するヤングアダルト向けの情報誌の充実に努めます。
- ④保護者の母国語や保護者が育った国の文化を子どもに伝えることができるよう、外国

語絵本の収集など、外国籍の子どもたちの読書環境の充実を図ります。

- ⑤市内はもとより近隣市町の児童生徒の市立図書館見学を受け入れ、誰もが気軽に利用できる図書館を目指します。
- ⑥子ども映画会やおはなし会など市立図書館に足を運んでもらうための行事や展示を継続して開催し、子どもたちの手が自然に本に伸びる環境をつくります。
- ⑦車いすでの利用に対応した机や視覚に障害にある方に配慮した拡大読書機の設置・維持など、障がいのある子どもたちが読書を楽しめるような読書環境の充実を図ります。
- ⑧布絵本や点字図書などを活用して、すべての子どもたちが豊かな読書活動ができる環境を整備します。
- ⑨高校生に浸透しているスマートフォンから市立図書館の図書が容易に探せるよう、見やすく操作・検索しやすいシステムの維持に努めます。
- ⑩電子図書や LINE による蔵書検索など、様々な図書サービスが開発される中で、他自治体の先進事例を研究していきます。

(2) 学校図書館の充実

学校図書館は学校教育の一環として、すべての子どもに本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与えます。さらに、子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介して読書の楽しさを伝えたりする役目があります。これらの機能が発揮されるよう、児童生徒の主体的で意欲的な学習活動や読書活動を充実していきます。

- ①新刊本などの図書の紹介・展示や、図書館外への掲示、利用しやすいレイアウトなど、様々な取組を推進します。
- ②学校図書館だけでなく、教室や廊下にある学級文庫や学年文庫など、身近なところに本があり、いつでも本が手に取れる場所にある環境を整えるため、学校図書館からの配本や市立図書館のリサイクル本などを活用していきます。さらに、学級文庫を学期ごとに他の学級と入れ替えるなどして、新鮮な本が児童生徒の身近にあるように努めます。
- ③小・中学校においては、「学校図書館図書標準」(※7)を目標に、計画的に図書資料の整備・充実を図ります。
- ④児童生徒のニーズに合わせた選書による蔵書の充実と、学校図書館司書(※8)の活用により利便性の向上や読書活動の推進に努めます。
- ⑤外国籍の児童生徒や障害のある児童生徒などが、気軽に本が借りられる環境づくりに努めるとともに、必要に応じて英語や点字の本、拡大本などの充実を図ります。

※7 「学校図書館図書標準」…文部科学省が定めた公立の義務教育諸学校における学校図書館の標準蔵書数。

※8 「学校図書館司書」……学校図書館に勤める司書または司書教諭の資格を有する非常勤職員。

(3) 幼稚園・保育所の環境整備

幼稚園と保育所は、子どもたちが早期に本とふれあう場となるため、たくさん の絵本などに親しむ機会を設け、乳幼児期に読書の楽しさを体感しておくことが重要です。また、保護者に対して、読み聞かせなどの大切さを伝えることも重要です。

- ①子どもたちは先生や友達とともに絵本などを楽しむことで、本に対する関心を高め、併せて感性を育むため、本に親しむ環境づくりに努めます。
- ②様々な絵本や物語などと出会えるよう、市立図書館からの配本をより活用していきます。
- ③教諭や保育士による絵本の読み聞かせなどの活動を充実させるため、読書指導や図書の利用指導に関する研修に参加し、活動のスキルアップに努めます。
- ④子どもたちが絵本や物語などどのような本に興味があるのかを保護者に伝えることで、家庭と一体的になった読書活動を進めていきます。
- ⑤ブックトーク事業を幼稚園や保育所に拡充するなど、市立図書館との連携をより深めるよう努めます。

(4) その他

- ①児童館では、図書室などに約4,000冊の図書を置き、貸出を行っています。課題図書や推薦図書のほか、子どもたちが手に取りやすい図書や乳幼児の親子向けの図書など、利用者のニーズに合った図書の充実に努めていきます。
- ②市立図書館のホームページの充実に努め、不登校や引きこもりの児童生徒が容易に検索して、読書活動ができるよう努めていきます。

4 家庭・学校・地域・図書館の連携・充実

(1) 推進体制の整備

子どもが読書に親しむための体制を推進するため、市立図書館、学校、ボランティアなどが、それぞれの役割を担いながら、相互の連携や協力体制の充実に努める必要があります。

- ①市立図書館と小・中学校の図書館が情報交換会を定期的に行うことで、各館での課題解決に向けた取組や、市立図書館の展示手法やイベントなどの情報を収集し、今後の取組に活かすとともに、共通課題に対する調査研究に努めます。
- ②おはなし会サークルによる情報交換会を定期的に行うことで、各サークルでの課題解決に向けた取組の情報収集をはじめ、他サークルへ貸出可能な作品や道具リスト、また、読み聞かせした絵本リストを作成・配布するなど、効率的な活動の活性化を図ります。

(2) 人材の育成と活用

- ①市立図書館では、ボランティアの読み聞かせに関する知識習得や技術向上のため、読み聞かせ養成講座を開催するなど自己啓発活動を支援し、読み聞かせなどを行うボランティアの育成に努めます。
- ②市立図書館職員は、各種研修会への参加などにより、知識習得や技術向上に努めます。
- ③小学校では、保護者と連携を図りながら読み聞かせボランティアの確保を図るとともに、地域で活動しているボランティアを活用するなど、ボランティアの育成に努めます。

(3) 情報の提供と活用

- ①家庭、学校、地域、それぞれの場所で具体的な活動が展開されるなか、市立図書館が相互の情報交換や意見交換を行うネットワークの拠点となることで、より効果的に読書活動を推進していきます。
- ②子どもの読書活動について、広く市民に知っていただくことが重要であることから、関連イベントの開催など様々な啓発・広報活動を展開することで、その取組を市民に紹介していきます。



©yoshikawa

参考資料

1 学校図書館法の改正

平成27年4月、「学校図書館法」の一部改正により、「専ら学校図書館の職務に従事する職員の配置に努める」として学校司書が法制化されました。

文部科学省では、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」による「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（平成28年10月）を踏まえ、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」、学校司書に求められる専門的知識・技能習得のための望ましい科目・単位数などを示す「学校司書のモデルカリキュラム」を定め、同年11月「学校図書館の整備充実について（通知）」で公表しています。

2 学習指導要領の改訂など

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）を踏まえ、学習指導要領などが改訂され、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月に高等学校学習指導要領が告示されました。

新幼稚園教育要領では、引き続き幼児が絵本や物語などに親しむこととされ、それらを通じて想像したり表現したりすることを楽しむことなどが示されています。

小・中学校及び高等学校の新学習指導要領では、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科などの特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが盛り込まれています。

3 国及び県における第3期教育振興基本計画の策定

国では、平成30年6月、第3期教育振興基本計画を閣議決定しました。対象期間は平成30年度～平成34年度の5年間で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針の下、子ども読書活動の推進に触れた「豊かな心の育成」など21の教育政策の目標を掲げています。

一方、埼玉県では「第3期埼玉県教育振興基本計画(平成31年度～平成35年度)」を平成31年3月に策定し、子ども読書については、「目標Ⅰ 確かな学力の育成」や「目標Ⅱ 豊かな心の育成」に位置付け、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供や環境の整備・充実、啓発・広報を行い、推進体制を整備することを掲げています。

4 障害者差別解消法の施行

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、図書館などの社会教育施設では、障害のある人への合理的配慮の提供が義務付けられました。公立図書館では、これまでも障害のある子どもたちへの取組を行っていますが、合理的配慮の下、すべての子どもたちが読書に親しめる環境づくりが求められています。

5 教育機会確保法の施行

平成28年12月に公布（平成29年2月完全施行）された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、不登校の児童生徒や、多様な背景・事情から就学に課題を抱える外国籍の子どもに対する配慮も求められています。

6 読書バリアフリー法の施行

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の準備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、視覚や発達に障害をもつ人に対する読書環境の整備の推進に関する法律です。

目的は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが挙げられています。

基本理念は、視覚に障害を持つ人が利用しやすい電子書籍（ダイジー図書）などの普及が図られるとともに、これらの電子書籍の量的拡充と質の向上、また、障害の種類や程度に応じた配慮がなされることが求められています。

7 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えていると言われています。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は、平成26年度は小学生約13%、中学生約40%、高校生約88%だったものが、平成29年度になると小学生約23%、中学生約55%、高校生約94%に増加しています。

これに伴い、スマートフォンやタブレット端末などを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションツールも多様化しています。

また、電子書籍の普及など読書を取り巻く環境が変化する一方、書店の数は年々減少しています。埼玉県内の書店数は、30年間で約4分の1となっており、図書館や児童館などの公共施設以外で子どもたちが気軽に本に触れることのできる場所が減ってきています。

〔出典：青少年のインターネット利用環境実態調査、埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）〕